

平成十八年春の全国交通安全運動の実施について

平成十八年三月三十一日（金）閣議

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

来る四月六日から十五日までの十日間、春の全国交通安全運動を実施いたします。

近年、交通事故による死者数は減少しているところであり、交通事故の防止は、国を挙げが、なお厳しい状況は続いており、交通事故の防止は、国を挙げて取り組むべき重要な課題となっております。

こうした中、この度、歩行者や、高齢者、子ども等の交通弱者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想を基本とする第八次交通安全基本計画を決定したところであります。今後は、「交通事故死者数を五千人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」とともに、負傷者数等の減少を定着させるため、この基本

計画に基づき、春・秋の全国交通安全運動を始めとする各種施策を一層強力に展開していく必要があります。

今回の運動では、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として位置付けたほか、「自転車の安全利用の推進」、「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」の二点を重点に掲げ、幅広い国民の参加を得て、活発かつ効果的な運動を展開してまいりたいと考えております。

また、鉄道や航空の分野において、重大事故やトラブルが続発しており、国民が安心して公共交通機関を利用することができるよう、安全最優先の意識の下、信頼回復を図っていくことが重要です。

閣僚各位におかれましては、従来にも増した取組と御協力をよろしくお願いいたします。